



日田市監査委員告示第 17 号

地方自治法第199条第14項の規定により、定期監査の結果に対する措置について次のとおり公表する。

監査対象 : 防災・危機管理課

措置の内容 : 別紙のとおり

令和5年11月21日

日田市監査委員 小ケ内 聡行
同 梅原 竜也

定期監査結果に基づく措置の状況について

監査の結果	措置の内容
<p data-bbox="231 356 512 392">【防災・危機管理課】</p> <p data-bbox="215 454 512 490">○公文書の管理について</p> <p data-bbox="215 504 820 772">日田市では、歴史的公文書管理の運用開始に伴い、これまで永年保存として取扱っていた文書に関して、歴史的公文書の保存方針や選別基準等を定めるほか、保存年限の最長を永年から30年にするなど、日田市文書取扱規程の一部を改正し、文書担当課の指導により運用が開始されている。</p> <p data-bbox="215 790 820 1059">防災・危機管理課の文書の管理状況を確認したところ、文書管理システムの保存年限の移行手続きがされておらず、30年の保存年限で管理すべき文書を、永年で登録し、管理されているファイルが多数確認された。今後は、文書取扱規程の遵守に努め、適正な文書管理を行われたい。</p>	<p data-bbox="858 356 1139 392">【防災・危機管理課】</p> <p data-bbox="841 504 1445 772">公文書の管理については、令和4年度から公文書の保存期間の見直しが行われ、国や他市の基準に合わせ永年保存の区分を廃止し、新たに30年保存の区分が設けられておりますが、防災・危機管理課では文書管理システムの保存年限の移行手続きを行っておりませんでした。</p> <p data-bbox="841 790 1445 1014">この原因は、文書取扱規程の認識不足によるものです。直ちに文書管理システムの保存年限が永年で登録されているファイルの保存年限を訂正し、職員に対しても改めて文書取扱規程に則った公文書の適正な管理を徹底してまいります。</p>